

建設行為に関する施行基準要綱

(平成二十二年四月一日 箕面市訓令第二十八号)

改正 平成二十二年十月一日 箕面市訓令第七十八号

改正 平成二十二年十二月二十七日 箕面市訓令第八十三号

改正 平成二十六年四月一日 箕面市訓令第二十三号

改正 令和八年三月九日 箕面市訓令第二十号

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 道路等(第四条―第十五条)

第三章 公園(第十六条・第十七条)

第四章 下水道

第一節 総則(第十八条・第十九条)

第二節 下水設備(第二十条―第二十八条)

第三節 排水設備(第二十九条―第三十二条)

第五章 河川等(第三十三条―第三十八条)

第六章 消防水利施設等(第三十九条―第四十七条)

第七章 集会所(第四十八条―第五十二条)

第八章 交通安全施設(第五十三条―第五十七条)

第九章 駐車設備及びごみ集積設備(第五十八条―第六十三条)

第十章 緑化(第六十四条)

第十一章 福祉のまち整備(第六十五条)

第十二章 雑則(第六十六条―第六十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この要綱は、建設行為の基準に関し、箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号。以下「条例」という。）及び箕面市まちづくり推進条例施行規則（平成九年箕面市規則第十九号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則の例によるものとする。

（計画の基本的事項）

第三条 施行者は、建設行為を計画し、又は設計するに当たっては、事前に当該建設行為の区域及びその周辺について調査等を行い、その状況を把握するものとする。

第二章 道路等

（配置）

第四条 道路の配置は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 道路は、建設行為の区域外の道路と一体になって機能を発揮するよう配置すること。
- 二 道路は、都市計画道路等の整備計画に合致した配置とすること。
- 三 住宅地内の道路は、通行の安全上及び環境の保全上支障がないよう考慮し、配置すること。
- 四 道路有効幅員十メートル以上の道路は、二百五十メートルから三百メートル間隔を標準として配置すること。
- 五 街区の大きさは、予定建設物等を考慮して定めるものとし、住宅地における街区の長辺は、八十メートルから百二十メートルまでを標準とすること。

六 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路が次のいずれかに該

当する場合又は他の道路と接続が予定され、避難上若しくは車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

イ 道路有効幅員が六メートル未満、延長が三十五メートル以下の道路

ロ 道路有効幅員が六メートル以上、延長が五十メートル以下の道路
ハ 道路有効幅員が六メートル未満、延長が七十メートル以下の道路で、かつ、終端及び延長三十五メートル以内ごとに半径六メートル以上の回転広場又はT字型道路（道路有効幅員は四メートル以上とし、延長は五メートル以上十五メートル以下とすること。以下この号の十字型及びT字型道路において同じ。）を設けた道路

ニ 道路有効幅員が六メートル以上、延長が百メートル以下の道路で、かつ、五十メートル前後の場所に十字型又はT字型道路を設けた道路

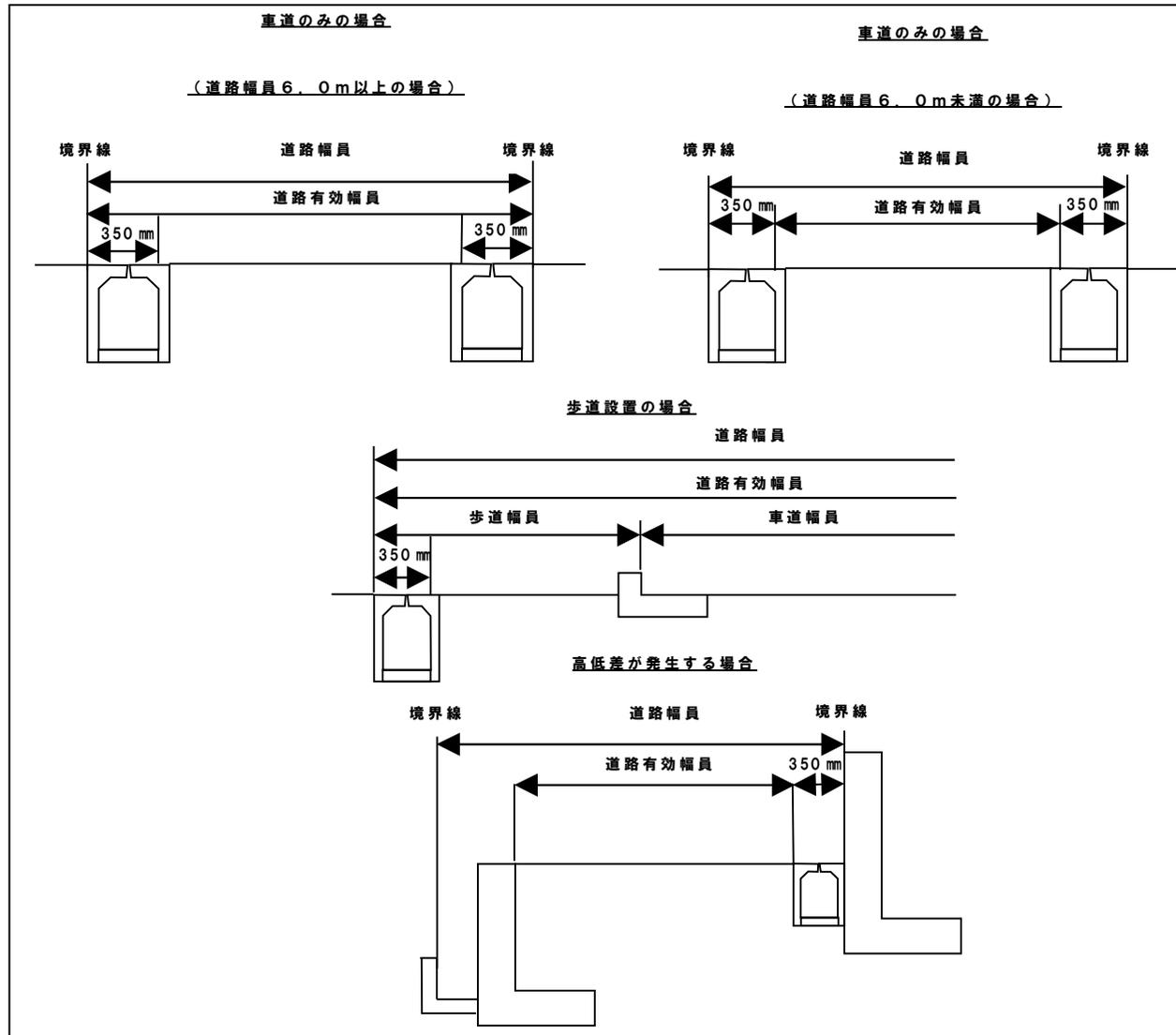
ホ 道路有効幅員が六メートル以上の道路で、かつ、終端にロ字型道路（ロ字型に類する型の道路を含む。）を設けた道路。ただし、当該延長が七十メートルを越える場合は、五十メートル以内ごとに十字型又はT字型道路を設けた道路に限る。

七 十字型及びT字型道路の道路有効幅員は、四メートル以上とし、延長は、五メートル以上十五メートル以下とすること。

（幅員構成）

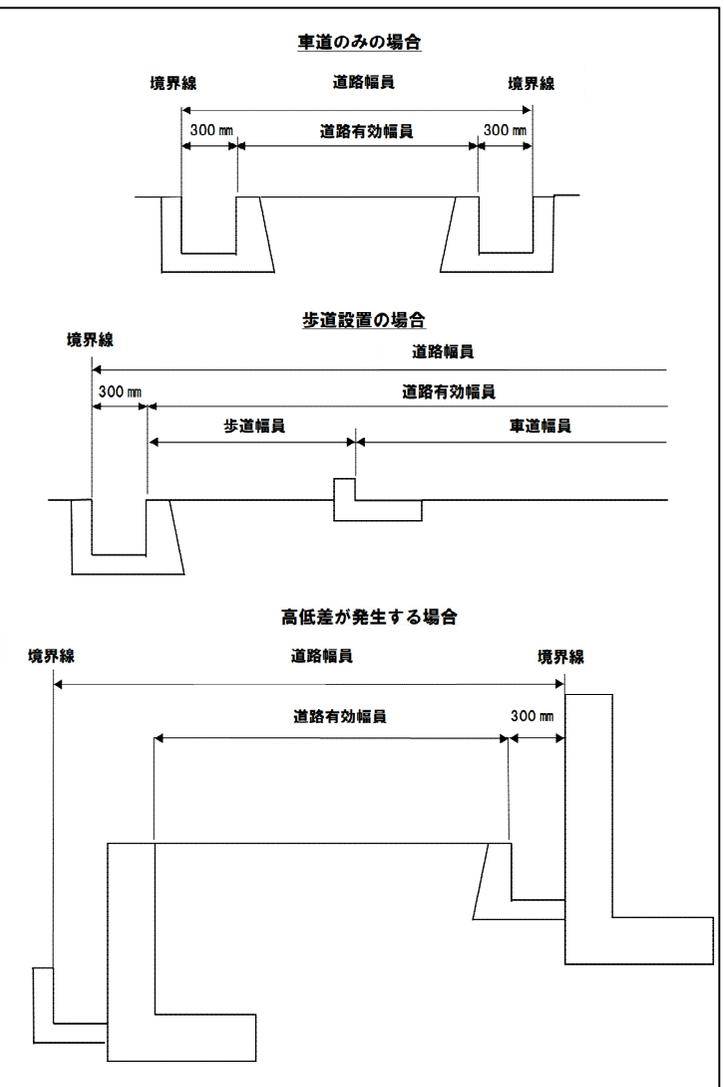
第五条 道路の幅員構成は、次に掲げるところによるものとする。

一 道路幅員、道路有効幅員、歩道幅員及び車道幅員は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める図によるものとする。



イ
スリット側溝を設けた道路

ロ 現場打ち側溝を設けた道路



二 道路有効幅員が十メートル以上の場合、原則として歩車道を分離し、歩道幅員及び車道幅員は、次の表を標準とする。

道路有効幅員	十メートル以上	十一メートル以上	十二メートル以上	十六メートル以上
歩道幅員及び箇所数	一箇所 二・五メートル以上	二箇所 二・〇メートル以上	二箇所 二・五メートル以上	三・五メートル以上 二箇所
車道幅員	七・五メートル以上	七メートル以上	七メートル以上	九メートル以上

(縦断勾配)

第六条 道路の縦断勾配は、次に掲げるところによるものとする。

一 縦断勾配は、九パーセントを限度とすること。ただし、地形上やむを得ない場合にあつては、五十メートル以内の区間に限り十二パーセントまでとすることができる。この場合において、接続道路を設置してはならない。

二 縦断勾配が変移する箇所には、必要な縦断曲線を設けること。

三 主要道路が他の道路と接続する場合には、原則として主要道路の縦断勾配を二・五パーセント以下とすること。

(横断勾配)

第七条 道路に片勾配を付する場合を除き、舗装路面の横断勾配は、車道については一・五パーセント以上二・〇パーセント以下の凸曲線、歩道については二・五パーセント以下とすること。

(交差部等)

第八条 道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は、次に掲げるところによるものとする。

一 交差し、及び接続する箇所は、直角又は直角に近い角度にすること。

二 著しい屈曲部には、道路を交差し、又は接続してはならない。

三 交差部等（交差又は接続により生じる内角が百二十度以上の場合を除く。）には、次の表に掲げる隅切り長（角地の隅角部を頂点とする二等辺三角形の等辺の長さという。）又はせん除長（角地の隅角部を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さという。）を満たした隅切りを設けること。ただし、周囲の状況その他やむを得ない理由により両側に隅切りを設けることが困難である場合においては、せん除長を隅切り長に読み替えて片側だけに隅切りを設けることができる。

道路有効幅員の組合せによる隅切り長及びせん除長
(単位メートル)

備考	道路有効幅員						道路有効幅員	
	十二以上	十以上	八以上	六以上	四以上	四未満		
<p>備考</p> <p>一 交差又は接続により生じる内角が六十度以下のときは、せん除長を設けること。</p> <p>二 ()内は、せん除長をいう。</p> <p>三 少なくとも一方の道路の道路有効幅員が四メートル未満の交差部等において、地形の状況その他の理由により表を満たした隅切りを設けることが困難な場合にあつては、道路管理者との協議により隅切り長又はせん除長を決定すること。</p>			(三)二	(三)二	(三)二	(三)二	四未満	
			(三)二	(三)二	(三)二	(三)二	四以上	
	(四)三	(四)三	(四)三	(四)三	(三)二	(三)二	六以上	
	(六)四	(六)四	(六)四	(四)三	(三)二	(三)二	八以上	
	(九)六	(六)四	(六)四	(四)三			十以上	
	(九)六	(九)六	(六)四	(四)三			十二以上	

(屈曲部)

第九条 道路の屈曲部は、次に掲げるところによるものとする。

一 屈曲部には、原則として曲線部及び車両の走行を円滑にするための緩和区間を設けること。

二 曲線部には、必要な曲線半径で地形の状況等を勘案し、六パーセント以下で適切な値の片勾配を付すること。

(橋りょう)

第十条 橋りょうは、次に掲げるところによるものとする。

一 橋りょうは、設計自動車荷重を二十五トンフォースとする。

二 橋りょうの構造は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とし、交通の状況及び地形、地質、気象その他の状況を勘案して十分に安全なものとする。

三 橋りょうは、河川等の管理に支障とならないよう、架設するものとし、改修計画のある河川等にあつては、その改修計画に適合するものとする。

四 橋りょうの設計に当たっては、大型車の通行が予想される場合は、B活荷重とし、それ以外については、A活荷重とする。

(舗装)

第十一条 道路の舗装は、次に掲げるところによるものとする。

一 舗装は、原則としてアスファルト舗装とすること。

二 車道の舗装厚は、歩車道分離の車道にあつては表層アスファルト及び基層アスファルトを各五センチメートル以上、その他の車道にあつては表層アスファルトを五センチメートル以上とし、適切な路盤を設けること。この場合において、舗装厚の決定は、路床土の強度特性等によるものとする。

三 歩道の舗装厚は、表層アスファルトを三センチメートル以上とし、路盤は、粒度調整碎石を十センチメートル以上とすること。ただし、

車両乗入部については、車道の舗装厚とすること。

四 縦断勾配が九パーセント以上となる場合は、滑り止めの舗装とすること。

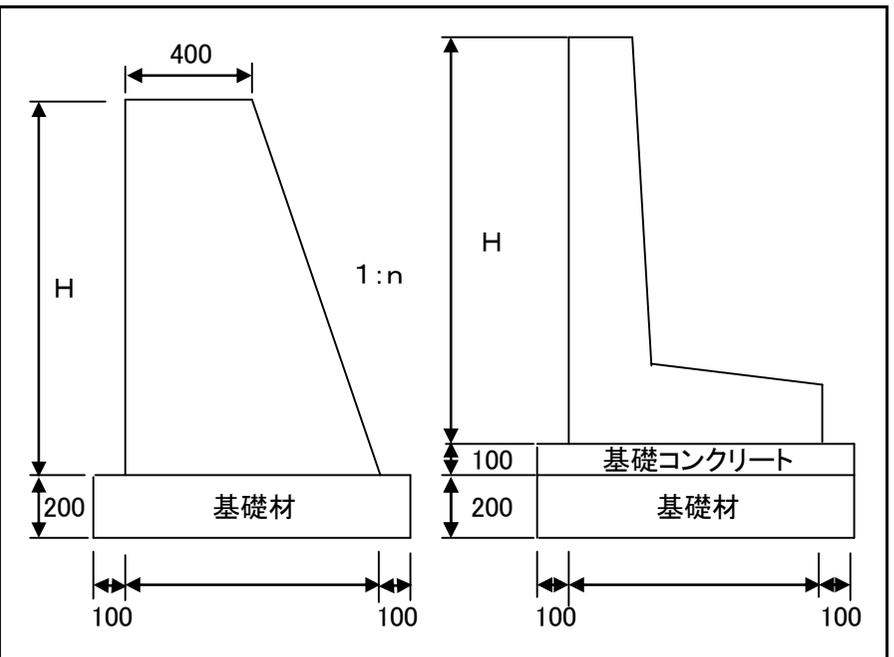
(排水施設)

第十二条 道路には、原則として両側に側溝、街きよ、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(構造)

第十三条 擁壁、排水施設等の構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表及び図を標準とする。

一 擁壁 (単位ミリメートル)



備考

一 擁壁については、重力式擁壁又はL型擁壁を標準とし、詳細に

については道路管理者と協議をすること。

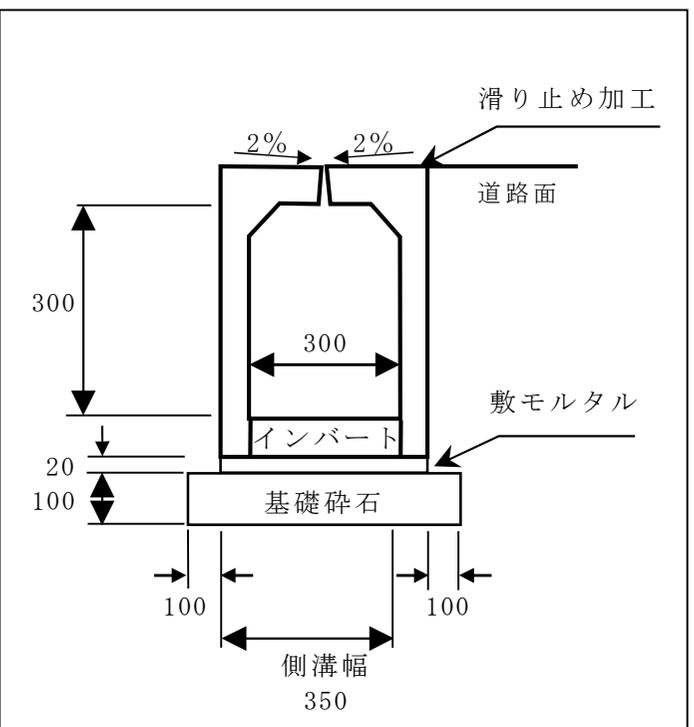
二 擁壁背面の水抜きは、水抜きパイプ（内径五十ミリメートル程度）を二平方メートルから三平方メートルまでに一箇所設け、鉛直方向目地の間隔は、十メートル以下とすること。

三 周囲の状況等により他の形式又は形状の擁壁とする場合は、市長の指示する設計条件等によること。

四 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二条第二号に規定する宅地造成を行う場合にあつては、道路管理者と別途協議すること。

二 側溝（単位ミリメートル）

イ スリット側溝（自由勾配型等）

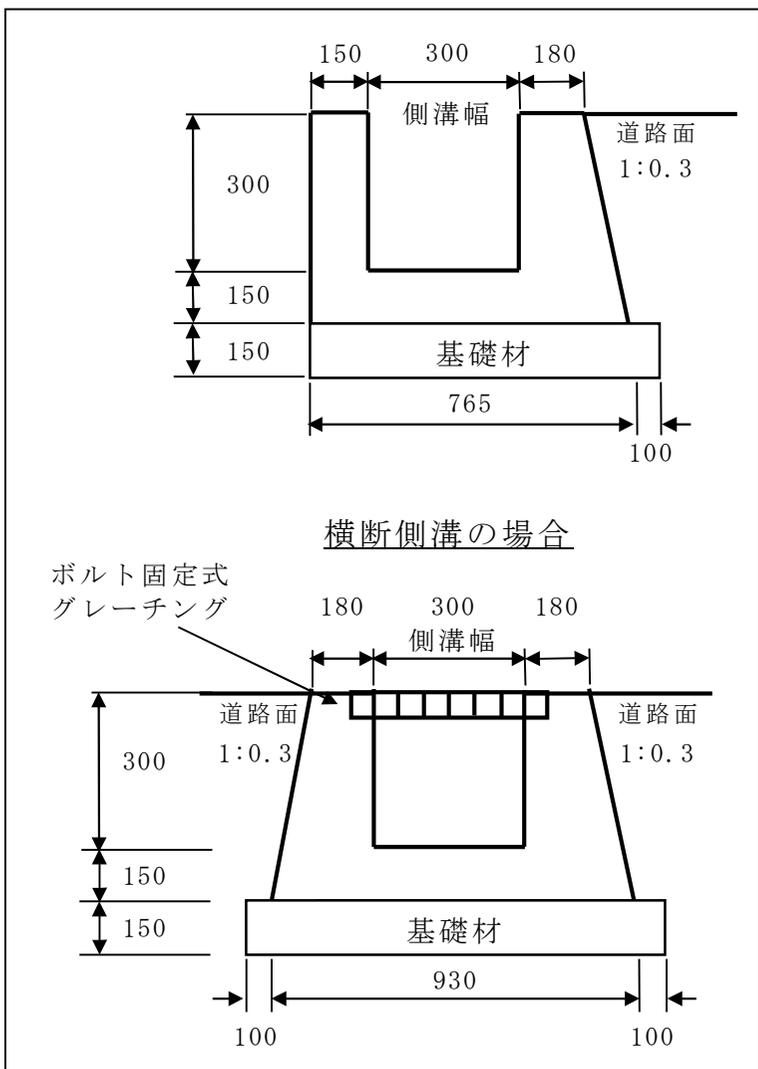


備考

一 側溝の構造は、スリット側溝を標準とする。ただし、地形の状況その他やむを得ないと認められる場合にあつては、口に掲げる現場打ち側溝とすることができる。

二 側溝蓋の規格は、T―二十五とすること。ただし、道路有効幅員が六メートル未満の道路にあつては、規格をT―十四とすることができる。

ロ 現場打ち側溝



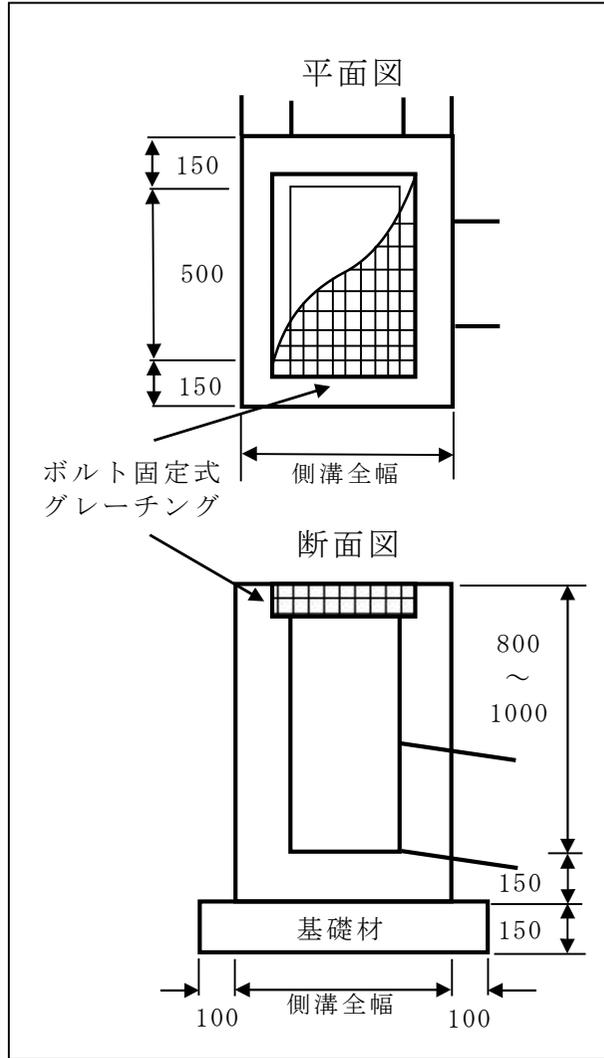
備考

- 一 流水断面は、幅、深さともに三百ミリメートル以上とし、流量計算の上決定すること。
- 二 伸縮目地は、十メートル以内の間隔で設けること。
- 三 横断側溝蓋は、ボルト止め受枠付き騒音防止用のグレーチングとし、規格はT―二十五とすること。ただし、道路有効幅員六メートル未満の道路にあつては、規格をT―十四とすることができる。

三 集水ます（単位ミリメートル）

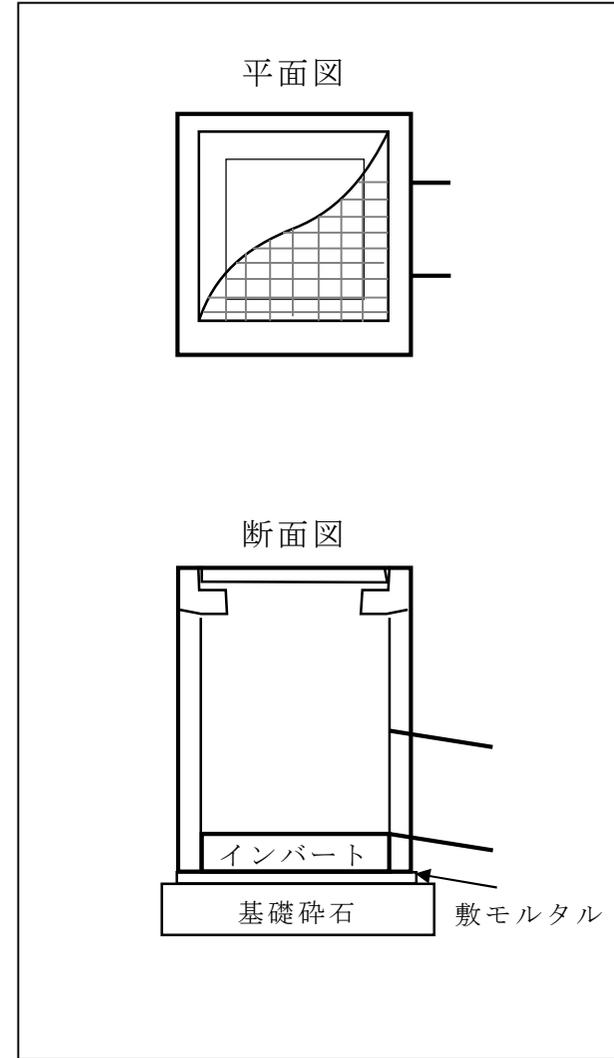
イ スリット側溝（自由勾配型等）

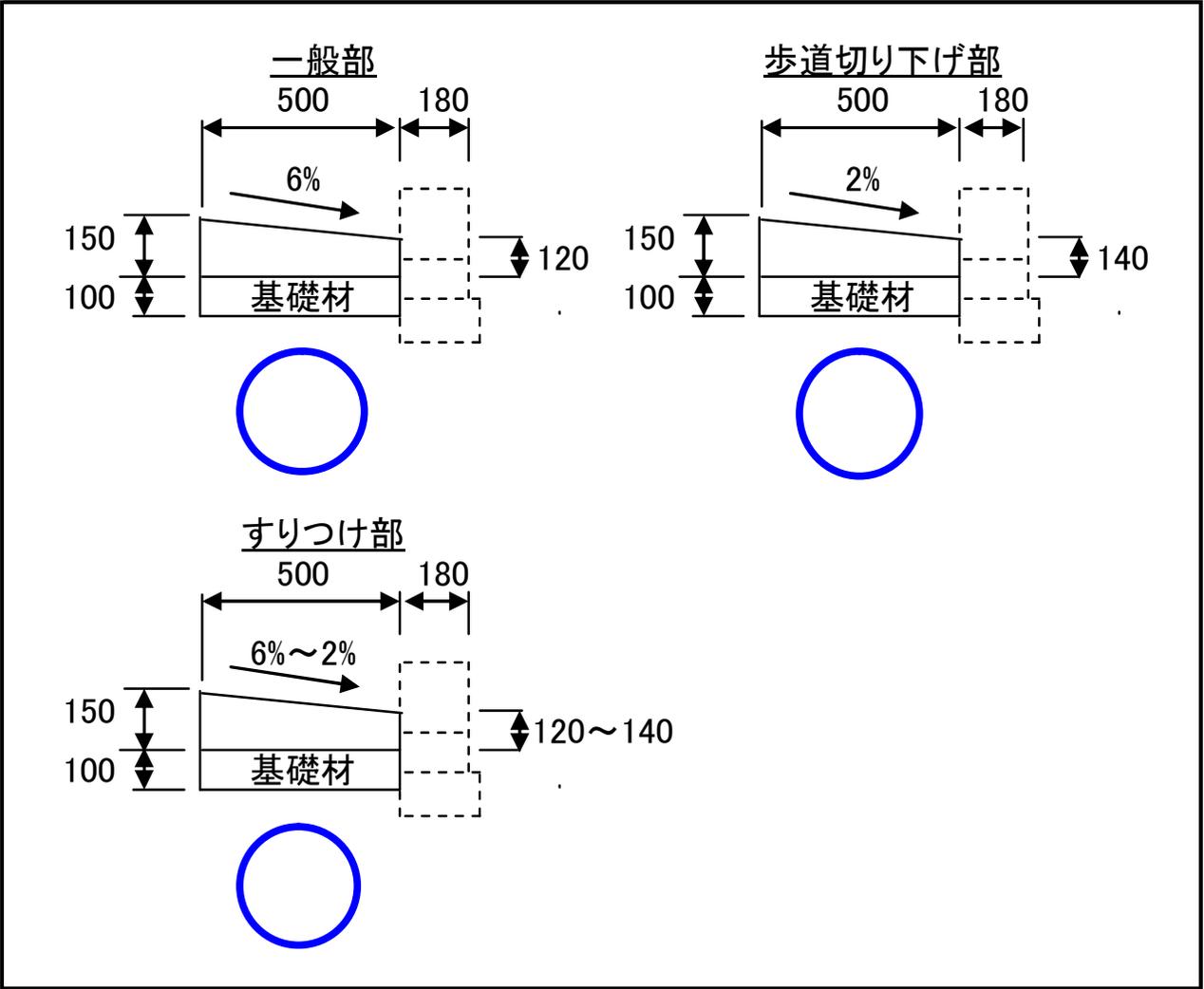
備考 集水ますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、
 交差点部には必ず設置すること。



ロ 現場打ち側溝

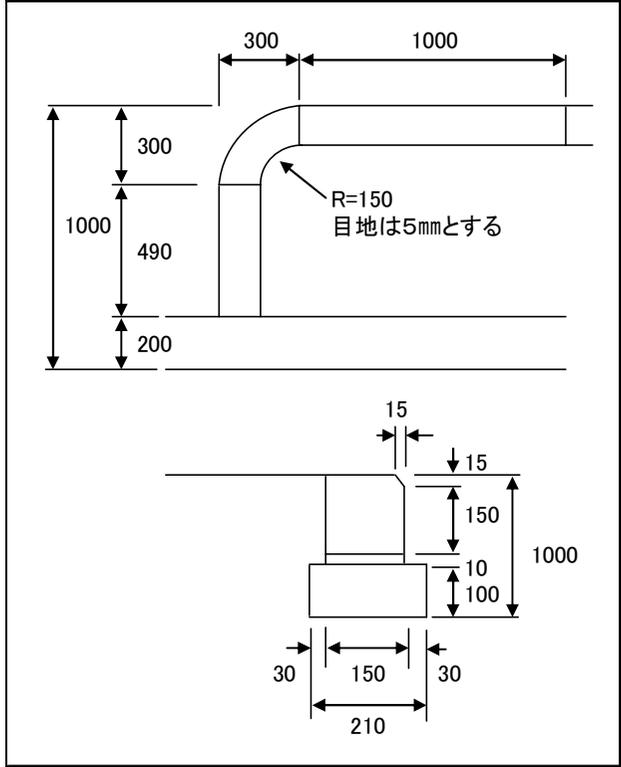
備考 集水ますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、
 交差点部には必ず設置すること。





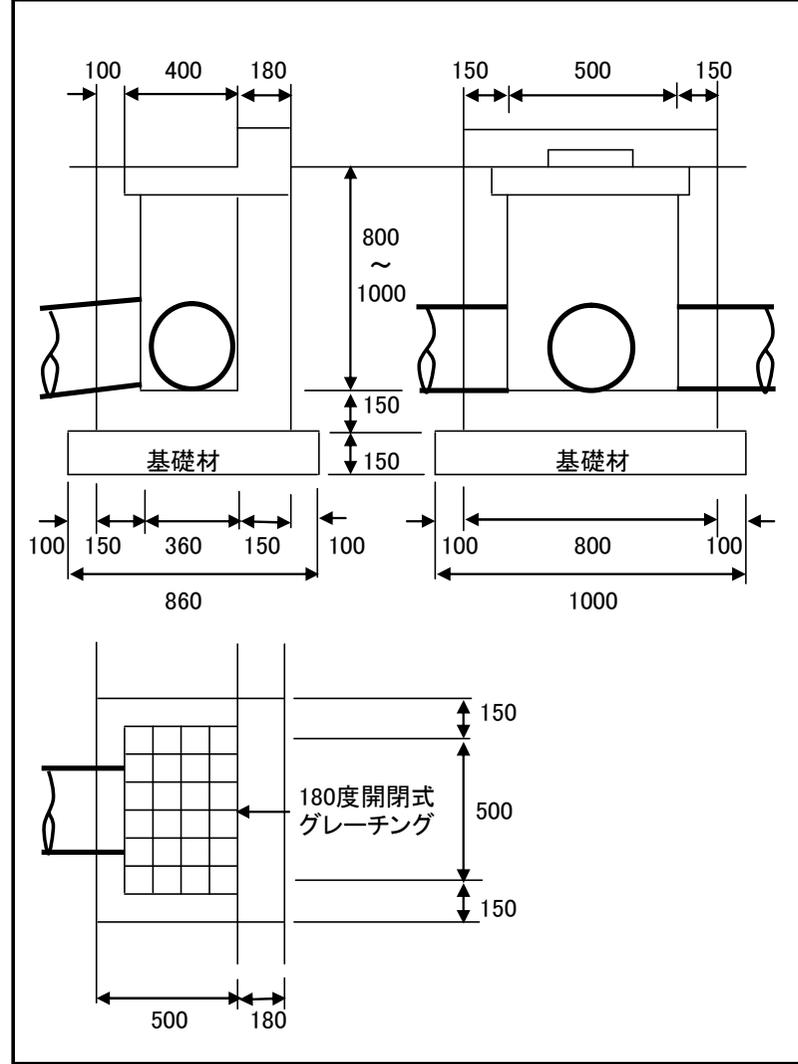
備考

- 一 伸縮目地は、十メートル以内の間隔で設けること。
- 二 排水施設を設ける場合は、管きよ又は箱型管きよとし、流水断面は三百ミリメートル以上を確保すること。
- 三 施行方法は、現場打ちで行うこととし、二次製品の使用については、別途協議し、道路管理者の承諾を得ること。



六 植樹帯等（単位ミリメートル）

備考 街きよますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、
 交差点には必ず設置すること。

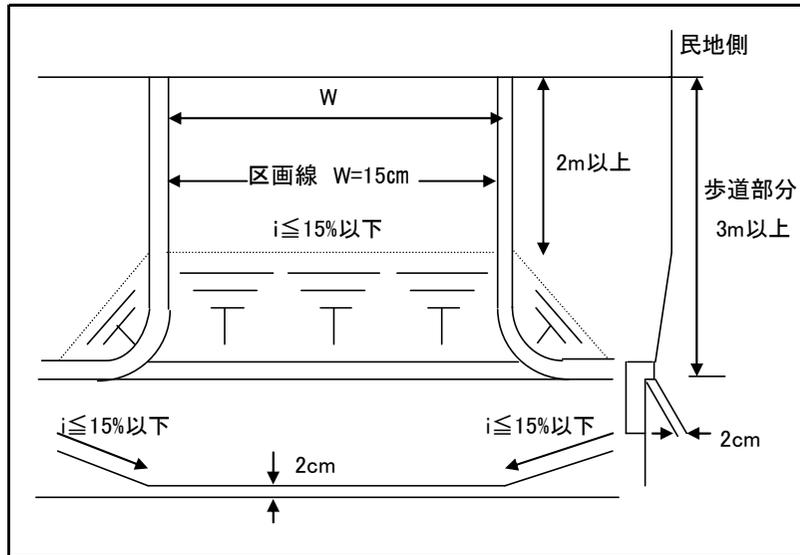


五 街きよます（単位ミリメートル）

備考 植樹帯に高木を植栽する場合は、防根シートを施すこと。

七 歩道の切下げ

イ 歩道幅員が三・〇メートル以上の場合



備考

一 歩道切下げ部の幅（W）は、次のとおりとする。

車両出入口の幅	出入口一箇所の場合	出入口二箇所の場合
	六・〇メートル以下	四・〇メートル以下
備考		
<p>一 工場、倉庫、ガソリン給油所等で大型車両の出入りが予想される場所においては、道路管理者と協議の上、車両の軌跡等により決定する。この場合において、工場、倉庫及びガソリン給油所以外の用途のときは、大型車両の出入りがあることを証明しなければならない。</p> <p>二 一般住宅の出入口は、四・〇メートル以下を標準とする。</p>		

- 二 歩道巻込部の半径（R）は、一メートルを標準とする。
- 三 同一敷地内において、歩道切下げ部相互の中心間隔は、十四メートル以上を原則とする。
- 四 車道部に取り付ける角度は、直角を原則とし、やむを得ない場合でも四十五度以下とはならない。
- 五 次に掲げる箇所については、原則として切下げをしてはならない。
 - イ 横断歩道の中及び交差点の前後五メートル以内
 - ロ 横断歩道橋の昇降口又は地下横断歩道の前後五メートル以内
- ハ バス停留所施設箇所

- ニ 信号機、道路照明柱、道路標識柱等の施設を撤去し、又は移設を必要とする箇所。ただし、当該施設の管理者が撤去し、又は移設することに同意した場合を除く
- ホ 民地側に車両を保管する場所のない箇所
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、道路管理上又は交通安全全上支障があると認められる箇所

(占用)

第十四条 道路の占用は、箕面市道路占用基準によるものとする。

(植栽)

第十五条 歩道の植栽は、次の表に掲げるところによるものとする。

区分	種別	
	上)	低木(高さ一メートル未満)
植栽方法	六メートルから八メートル間隔(樹冠幅が大きい場合十平方メートルから二十平方メートル間隔)	一平方メートルにつき八本以上(樹種及び枝張りの大きさに応じて一平方メートル当たりの株数を決定)
樹木	道路管理者との協議による。	道路管理者との協議による。

備考

- 一 歩道幅員二・五メートル以上三・五メートル未満の場合は、植樹ますとし、高木を植栽すること。
- 二 歩道幅員三・五メートル以上の場合は、植樹帯とし、高木及び低

木を植栽すること。

三 道路敷のうち、植栽可能なのり面等が生じる場合は、のり面等に植栽すること。

第三章 公園

(施設)

第十六条 公園施設は、次の表に掲げるものとする。

施設名	面積		植栽	遊具施設	園名板	照明灯	散水栓	水飲み栓	ベンチ	藤棚又は日よけ
	九十平方メートル以上三百平方メートル未満	三百平方メートル以上千平方メートル未満								
公園面積の三十パーセント以上	九十平方メートル以上三百平方メートル未満	三百平方メートル以上千平方メートル未満	公園面積の三十パーセント以上	二以上	一以上	一以上	一以上	一以上	二以上	
	九十平方メートル以上三百平方メートル未満	三百平方メートル以上千平方メートル未満	公園面積の三十パーセント以上	三以上	一以上	一以上	一以上	一以上	三以上	一以上
	九十平方メートル以上三百平方メートル未満	三百平方メートル以上千平方メートル未満	公園面積の三十パーセント以上	都市計画公園に準じた内容とし、別途協議の上決定する。						

備考